

# 念願のJIS規格改正 長期優良住宅・フラット35S適合に道

ホウ素系防腐・防蟻剤専門メーカーの（株）エコパウダー（埼玉県草加市／斎藤信夫社長）は、

ホウ素系防腐・防蟻剤「エコボロンPRO（エコボロンエース）」と「エコパウダーBX」において、平成22年9月21日改正のJIS K 1571:2010の附属書A（規定）の性能基準をクリアし、

長期優良住宅とフラット35Sに適合し、さらに拡販に注力する方針を打ち出した。

JIS K 1571:2010は「木材保存剤」性能基準及びその試験方法」に関する規定で、今回改正の目玉となった附属書A（規定）は「限定用途のための防腐性能及び防ぎ（蟻）性能試験」に関する規定である。



エコパウダーBX®



JIS K 1571:2010 規格



附属書Aの改正は、ホウ素系防腐・防蟻剤の普及拡大につながる極めて大きなニュースだと、斎藤信夫社長は語る。

「これまでのJISの規定では、表面処理用の薬剤には、浸水のおそれのない木材に使用する木材保存剤の評価方法が規定されていませんでした。用途を問わず、厳しく耐久性が求められていたのです。」

これまでのJIS規格試験では表面処理用薬剤の試験は、水に5時間浸して19時間乾かすという操作を10回繰り返しから実施するという厳しい内容だった。ホウ酸は水に溶ける性質をもつため、この操作が終る頃には成分が流れてしまっており、試験で性能を発揮できなかった。JIS規格試験が通らないことで、補助金や金利が優遇される「長期優良住宅」や「フラット35S」で求められる「劣化対策等級3」が

取得しにくいという問題が起きていた。全国の適合証明機関に問い合わせると、「JIS規格の試験を実施してください、それ以外の試験は評価できません。」と断られることが度々あったという。

変化が訪れたのは今年の春。国土交通省の「木造建築工事標準仕様書」が改正された。現場処理に有効な薬剤の規定は、以前は「日本しろあり対策協会規格や日本木材保存協会規格」であったものが「JIS K 1571による表面処理用木材保存剤」と改められ、JISに焦点が当てられるようになった。そして9月21日、ついにJISが改正された。

JISの改正後から同社では住宅性能表示制度の評価機関に相談。すでに一部の機関から「JIS規格試験を評価します」という回答が得られたとのこと。これによって、長期優良住宅や住宅金融支援機構のフラット35Sが使えるようになったので、さらなる需要増が期待される。

問い合わせは同社HP

<http://ecopowder.com/>